

# 令和8年度 鹿児島市中小企業融資制度 創業支援資金のご案内

創業者の皆さん！  
利子補給もあり、  
他の資金に比べ  
有利な条件になっ  
ています。

【融資対象者】 次のいずれかに該当する方（※当資金の利用は1回限りです。）

## 創業関連保証対応

- (1) これまでに創業経験がなく、市内に住所と事業所を有し、市内で事業を始めて1年を経過していない方
  - (2) これまでに創業経験がない方が設立した市内に住所と事業所を有する法人で、法人を設立した日から1年を経過していないもの
  - (3) これまでに創業経験がなく、市内に住所を有し、融資を受けた日から1月以内（※）に市内で創業する計画がある方（創業により市内に住所を有することになる場合も対象）
  - (4) これまでに創業経験がなく、融資を受けた日から2月以内（※）に市内に住所と事業所を有する法人を設立し、その法人が市内で創業する計画がある方
  - (5) これまでに創業経験がなく、市外で創業してから5年を経過していない方で、かつ、住所と全事業所を市内に移転する方（住所と全事業所を市内に移転後1年を経過していない場合も対象）
  - (6) これまでに創業経験がない方が設立した市外で設立後5年を経過していない法人で、住所と全事業所を市内に移転するもの（住所と全事業所を市内に移転後1年を経過していない場合も対象）
- ※本市の特定創業支援等事業（創業スキル養成講座等）を受けて創業する方は、6月以内となります。

## スタートアップ創出促進保証対応（経営者保証免除）

創業関連保証対応の(2)、(4)、(6)のいずれかに該当する方

※保証料率を上乗せして支払うことで経営者保証を不要とします。

※保証申込時に税務申告1期末終了者は、事業開始に必要な資金額の1/10以上の自己資金が必要です。

※融資実行後、会社を設立して3年目と5年目に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要です。

## 一般保証対応

※創業関連保証に比べて、設備資金の据置期間が6月長い保証です。

創業関連保証対応の(1)、(2)、(5)、(6)又は、以下のいずれかに該当する方

- (1) これまでに創業経験がなく、市内に住所を有し、市内で創業する計画がある方（創業により市内に住所を有することになる場合も対象）
- (2) これまでに創業経験がなく、市内に住所と事業所を有する法人を設立し、その法人が市内で創業する計画がある方

## 【融資条件】

- ◇融資限度額 2,000万円（うち運転資金は1,400万円）
- ◇融資期間 運転7年以内（1年据置含） 設備10年以内（1年据置含。但し一般保証は1年6月）  
※スタートアップ創出促進保証対応の運転・設備資金の据置期間は、取扱金融機関において創業支援資金の融資と原則同時に保証協会の保証を付していない融資を実行する場合又は保証申込時に保証協会の保証を付していない融資の残高がある場合は3年以内。
- ◇融資利率 年1.85%～2.45% ※利率は変動する場合があります。
- ◇保証料率 創業関連保証対応：年1.00% 一般保証対応：年0.45%～1.90%  
※市補助前 スタートアップ創出促進保証対応：年1.20%  
（※年1.20%うち上乗せ分の年0.20%に対する市補助はありません。）
- ◇保証料補助 3分の2（但し、下記の方には上乗せがあります。）

保証料補助

4分の3

対象セミナー等（※）の修了者又は女性・若者（30歳未満）・シニア（55歳以上）

対象セミナー等（証明書の発行要件を満たすもの）

- ・創業スキル養成講座
- ・街なかリノベーション実践セミナー（令和7年度まで実施）
- ・ソーホーかごしまインキュベーションマネージャーによる個別支援
- ・創業塾
- ・経営指導員、専門家等によるハンズオン支援 など

保証料補助

5分の4

対象セミナー等（※）を修了した女性・若者・シニア

- （※）・受講年度を含め2年度（令和7年度、令和8年度の受講者）以内のセミナー等が対象。
- ・街なかリノベーション実践セミナーは令和4年度から令和7年度の修了者が対象。

◇連帯保証人 保証協会の定めるところによる。

取扱金融機関は裏面参照



創業支援資金利用後に利子補給制度もあります！！（裏面参照）

令和8年4月1日現在

## 取扱金融機関

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、鹿児島みらい農業協同組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫  
★上記取扱金融機関へ直接お申し込みください。

## ご案内 新規開業支援利子補給金 ～創業支援資金利用者への補助制度～

市内で新規開業する中小企業者の負担軽減を図るため、融資にかかる支払利子相当額を補助します。

◇対象者 市融資制度の創業支援資金を利用した事業者

◇交付条件 利子補給金の申請日において

- ① 融資実行日から1年間、創業者が開業業種と同一の業種を市内で引続き営んでいること。
- ② 創業者が受けた当該融資について保証協会の代位弁済となっていないこと。
- ③ 納期の到来している市税を完納していること。

※支給条件を満たした上で申請されないと、利子補給を受けられません。

◇補助額 当初1年以内の支払利子相当額（上限30万円・延滞利子を除く）

- ◇手続き等
- ① 創業支援資金の融資実行
  - ② 融資実行後1年以内に支払った利子について、金融機関から利子支払証明を受けてください。
  - ③ 証明書とその他申請書類を、産業支援課金融係へ提出してください。
  - ④ 審査の上、指定の口座に補給金が振り込まれます。

※利子補給金の対象者には、融資実行後に市から交付申請の案内を送付します。

【お問い合わせ】鹿児島市産業支援課金融係

〒892-8677鹿児島市山下町11-1（市役所みなと大通り別館5階）

TEL：099-216-1324 FAX：099-216-1303

開庁時間：8時45分～16時30分（電話対応：8時30分～17時15分）

鹿児島市 融資

検索



（資金一覧）